

令和2年4月27日（月）14時 作成

『新型コロナウイルス感染症』 への対応について

福 岡 市

目次

1. 新型コロナウイルス感染症の概要

- 1) 発生経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2) 新型コロナウイルス感染症の特徴・・・・・・・・ P 1

2. 現在の国内及び福岡市の感染者の状況

- 1) 国内の感染者の発生状況・・・・・・・・・・・・ P 2
- 2) 福岡市における感染者の状況・・・・・・・・ P 2

3. これまでの取組み

- 1) 検査・医療体制の充実と感染症の拡大防止・・・・ P 4
- 2) 中小企業をはじめとした事業継続のための支援・・・・ P 8
- 3) 生活者に対する支援・・・・・・・・・・・・ P 8

4. 国による緊急事態宣言及び緊急事態措置

- 1) 国の基本的対処方針・・・・・・・・・・・・ P10
- 2) 緊急事態宣言・・・・・・・・・・・・ P11
- 3) 国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策・・・・ P13

5. 今後の対応

- 1) 検査・医療体制の充実と感染症の拡大防止・・・・ P15
- 2) 中小企業をはじめとした事業継続のための支援・・・・ P16
- 3) 生活者に対する支援・・・・・・・・・・・・ P18
- 4) 市立学校の臨時休業中の子どもたちへの支援・・・・ P19
- 5) 『緊急事態宣言中も最前線で働いている人たち』への支援・・・・ P20

1. 新型コロナウイルス感染症の概要

【保健福祉局】

1) 発生経緯

令和元年12月、中華人民共和国湖北省武漢市において、原因不明の肺炎患者が報告され、令和2年1月に、原因が新型コロナウイルスによるものと特定された。

その後、全世界に感染が広がり、欧州や米国では感染者が爆発的に増加、3月11日に世界保健機関（WHO）が「パンデミック（世界的な大流行）」と表明した。

2) 新型コロナウイルス感染症の特徴

発熱やのどの痛み、咳が長引く（1週間前後）、強いだるさ（倦怠感）を訴える方が多いことが特徴であり、潜伏期間は1日から14日（一般的には約5日）とされている。なお、有効な抗ウイルス薬やワクチンなどは、まだ開発されていない。

感染者の多くは軽症で経過し、治癒するケースも多いが、高齢者や基礎疾患（糖尿病、心不全など）がある人は重症化するリスクが高く、本市においても死亡事例が発生している。一方で、リスクが低いとされる若い世代でも重症化するケースが発生している。

一般的な状況における感染経路の中心は、飛沫感染と接触感染であると言われており、手洗いや咳エチケットなど基本的な感染防止対策が重要である。

また、「換気の悪い密閉空間」・「多数が集まる密集場所」・「間近で会話や発声をする密接場面」という条件がある場所は、感染を拡大させるリスクが大きく高まるため、3つの「密」にあてはまる場面を可能な限り回避することも、感染予防のため極めて重要となっている。

2. 現在の国内及び福岡市の感染者の状況

【保健福祉局】

1) 国内の感染者の発生状況（4月23時点）

1月16日に初の感染者が確認され、4月23日時点で約12,600名の感染者が確認されている。最初の感染者発生以降、1カ月間で100人に満たなかった感染者数が4月に入ってからの1週間で約2,000名増加するなど、急激に拡大している。

特に、都市部を中心にクラスター感染が次々と報告され、感染経路が特定されていない感染者数も増加している。

4月7日には、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項（以下、「特措法」という）の規定に基づき、緊急事態が発生した旨が宣言され、緊急事態措置を実施すべき区域として、福岡県を含む7都府県が指定された。（いわゆる「緊急事態宣言」の発出、4月16日に全都道府県に拡大）

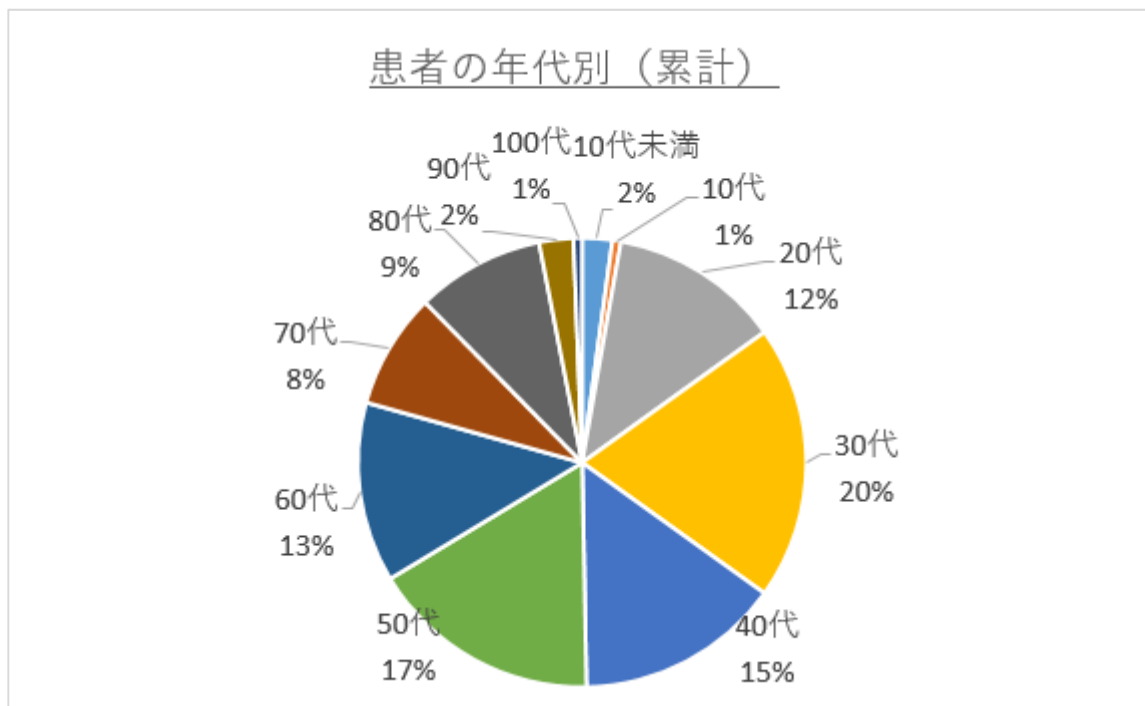
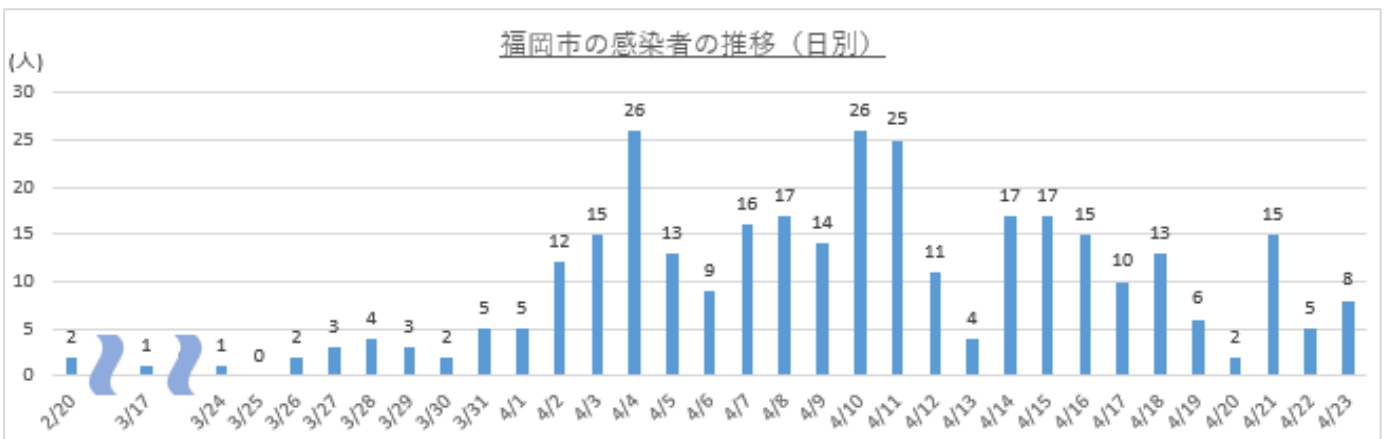
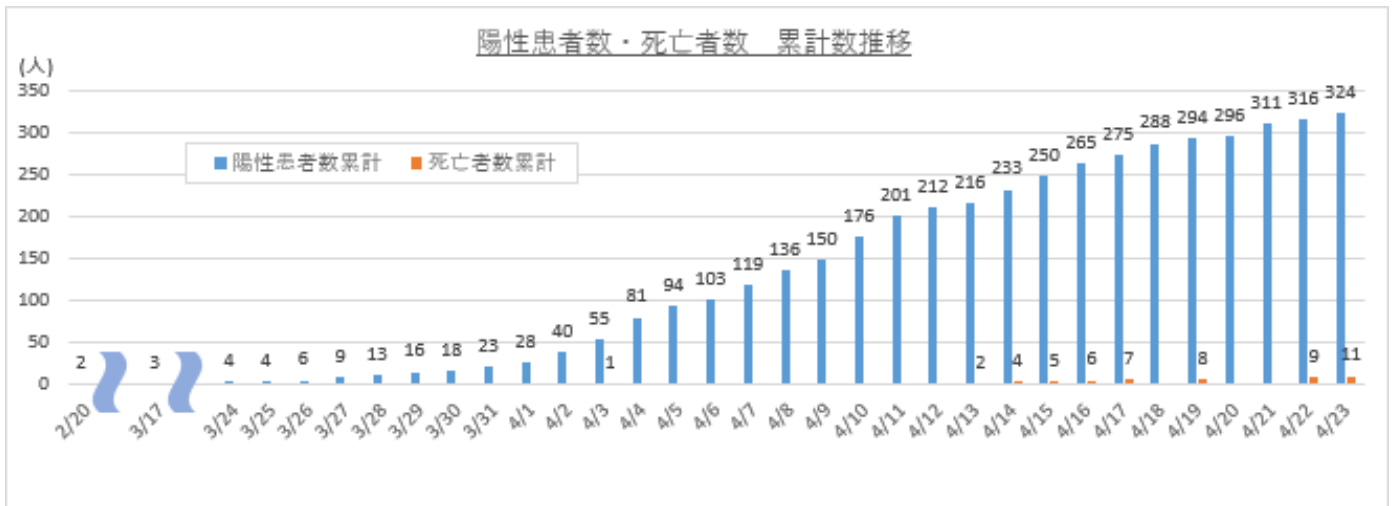
現在のところ諸外国のようなオーバーシュート（爆発的な患者の急増）は見られないが、患者数が急増し、すでに地域によっては医療供給体制の逼迫が現実化しており、感染の拡大防止と医療供給体制の強化が喫緊の課題である。

2) 福岡市における感染者の状況（4月23日時点）

2月20日に市内で初めて2名の感染者が確認され、3月17日に3例目の感染者を確認。その後、3月26日からは連日感染者が確認され、4月2日には1日当たりの感染者発生数が二桁になった。

4月23日現在の感染者数は324名であり、3月末の23名から、3週間で約14倍に増加している。5件のクラスター感染も確認されるなど、急速な感染の広がりが見られ、4月3日には、市内で初めてとなる死亡事例（90代女性）が発生した。

感染者の多くは、20代から50代の働き盛り世代（感染者全体の64%）であり、また、家族や同僚など近しい間柄で感染が広がっている事例が全体の5割を占めている。



3. これまでの取組み

福岡市では、1月24日に「感染症危機管理対策本部」を設置し、これまで、市民の感染予防に向けた相談体制や情報発信の充実、感染者が発生した場合の検査・医療体制の充実などに取り組んできた。

また、2月20日に市内初の感染者が確認されて以降は、市主催のイベントの中止や延期、公共施設の休館、市立学校の休業など、感染拡大防止策に取り組んできた。

さらに、4月7日には、国において「緊急事態宣言」が発出され、福岡県も対象地域に指定されたことから、同日、「福岡市新型コロナウイルス感染症緊急事態対策本部」を設置し、福岡県が実施する緊急事態措置に協力した取組みを進めている。

1) 検査・医療体制の充実と感染症の拡大防止

(1) 相談体制や情報発信の充実

【保健福祉局】

① 相談体制（4月22日現在）

一般相談ダイヤル（帰国者・接触者相談センター）（4月20日から一本化）、外国人専用ダイヤルを設け、それぞれの体制を強化しながら、市民などの感染症相談に対応している。

<一般相談ダイヤル（帰国者・接触者相談センター）>

・24時間対応で1日500～1,200件程度、延べ43,049件の相談を受理

<外国人専用ダイヤル>

・24時間・18言語対応し、延べ435件の相談を受理

② 情報発信

市民や事業者に対して、専用HPやSNS、市政だより、チラシ等により、新型コロナウイルス感染症の特徴、福岡市での発生状況、相談窓口、感染予防法と注意喚起、市の施設等の対応状況、支援策等の情報を発信し、啓発を行っている。

<主な取組み>

・専用HPの開設（1月14日～）

・LINEの活用

福岡市公式アカウントで情報提供（2月21日～）

個人の健康状態にあわせた情報提供等を行うパーソナルサポートの提供（3月27日～）

・市政だより掲載（3月15日号、4月1日号、4月15日号、5月1日号）

・チラシの作成・配布

【不要不急の外出自粛、移動等自粛、3密】

【咳エチケット、手作りガーゼマスク】【手洗い・手指消毒】

【発熱等風邪の症状がみられるときは／受診・検査の流れ】

【施設内の消毒について】 等

・その他 広報戦略室 SNS（ツイッター、Facebook）、デジタルサイネージ 等

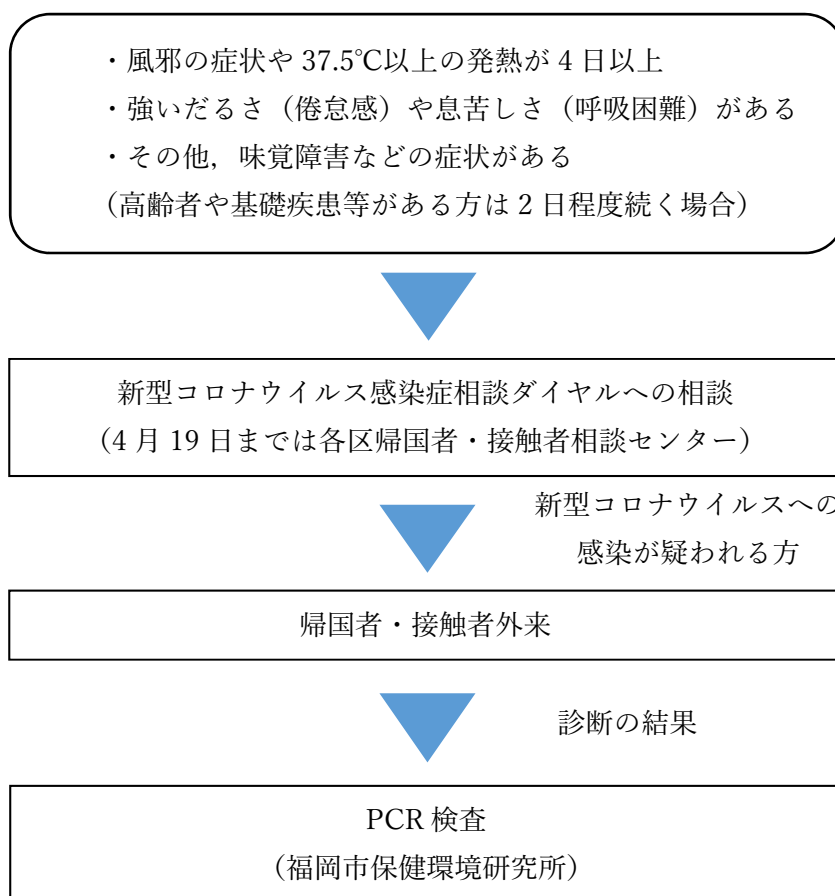
(2) 検査・医療体制

【保健福祉局】

① 検査体制

「新型コロナウイルス感染症相談ダイヤル」を設置し、市民相談に応じており、感染が疑われる場合は、診療体制が整った帰国者・接触者外来への受診を誘導している。帰国者・接触者外来で新型コロナウイルス感染症を疑う場合は、疑似症患者として感染症法に基づく届出を行うとともに、PCR 検査を実施し、検査の結果、陽性となった場合は、感染症法に基づく入院等の措置を行っている。

【相談・受診・検査の流れ】



また、福岡市が行う PCR 検査については、福岡市保健環境研究所において検査体制を整備しており、検査機器の増設、人員体制の強化、検査手法の見直しなどを行い、検査対象数の増加に対応している。

■PCR検査数推移（2週間毎）

（件）

	1/27～2/9	2/10～2/23	2/24～3/8	3/9～3/22	3/23～4/5	4/6～4/19	4/20～4/23
1 日平均検査数	0.4	2.1	5.5	6.2	52.4	164.4	79.8
検査数	6	29	77	87	734	2,301	319
検査数累計	6	35	112	199	933	3,234	3,553

②医療提供体制の整備

福岡県域における患者への医療提供体制については、福岡県において体制整備が行われており、感染症指定医療機関（県内 12 病院，66 病床。うち福岡市 3 病院，8 病床。）に加え，患者を受け入れる協力医療機関等の確保が図られている。感染拡大に伴い，3 月 31 日に立ち上げられた「福岡県新型コロナウイルス感染症調整本部」において，入院調整が行われている。

しかしながら，県内での患者が急増している現状から，病床の調整は厳しい状況であり，福岡市においても，医療機関と患者の入転院先の調整を行っている。

患者を受け入れている医療機関においても，マスク等が不足する中，院内での感染防御体制を整え，医療を提供しており，その負担は大変大きい。

また，患者の病状の経過とともに，無症状の患者が増えており，そうした患者の病床を，重症者へ回していくため，福岡県においては，4 月 13 日より，北九州市内のホテルで軽症者等の宿泊療養を開始し，福岡市において市内患者の移送を行っている。また，4 月 20 日より，福岡市内のホテルでも宿泊療養の受入を開始した。

こうした病床の確保に加え，マスク等の院内感染予防に必要な物品等の確保を図り，適切な医療体制の提供に努めている。

(3) 公共施設や市主催イベントの対応

【市民局】

①公共施設について

国による緊急事態宣言発出等を受け，5 月 6 日まで平日・週末ともに臨時休館としている。また，感染拡大防止を目的として施設利用の中止・延期を行った場合の施設利用料の返金等（キャンセル料不要，納付済の使用料は全額返金）を実施している。

<これまでの経緯>

2 月 27 日 不特定多数が集まり閉鎖性の高い施設を臨時休館

（閉館施設：科学館，美術館，博物館，総合図書館 等）

3 月 3 日 換気が悪く密集した場所や不特定多数が接触するおそれが高い場所として，体育館等におけるトレーニング室を閉鎖。さらに，3 月 5 日からは体育館や市民プール等を臨時休館

3 月 21 日 国の専門家会議の見解などを踏まえ，3 つの「密」に該当しない施設について，感染対策を徹底したうえで再開

（開館施設：科学館，美術館，博物館，総合図書館 等）

4 月 4 日 福岡県知事による週末の不要不急の外出自粛要請などを踏まえ，4 月 19 日まで平日・週末ともに臨時休館

（閉館施設：科学館，美術館，博物館，総合図書館，国際会議場，屋外有料公園施設 等）

4 月 8 日 国による緊急事態宣言発出等を受け，屋外の施設を追加し，5 月 6 日まで平日・週末ともに臨時休館（追加施設：動植物園，海づり公園等）

②市主催イベントについて

国による緊急事態宣言発出等を受け、5月6日までの間、一律中止または延期としている。

(4) 学校の臨時休業等

【教育委員会・こども未来局】

①市立小学校・中学校・特別支援学校・高等学校

国の要請を受けて、3月2日から3月24日まで市立小中学校・特別支援学校、3月2日から3月19日まで高等学校の臨時休業を実施した。また、国の専門家会議の見解などを踏まえるとともに、福岡市の感染者が増加している傾向がみられたため、4月7日から4月17日まで市立小中学校・特別支援学校、4月6日から4月17日まで高等学校の臨時休業を実施した。さらに、国による緊急事態宣言を受けて、5月6日まですべての市立学校の臨時休業を延長している。

②留守家庭子ども会等

市立学校の臨時休業等に伴い、留守家庭子ども会などを午前中から開設し、子どもの見守りを実施している。児童等への感染拡大の防止及び留守家庭子ども会のスタッフ等の負担軽減のため、可能な限り、家庭での児童の見守りをお願いするとともに、ご協力いただいた方を対象に、一部利用料を返金できようとしている。

③保育所等

通常どおり開所しているが、児童への感染拡大防止と保育従事者への負担軽減のため、可能な限り、家庭での保育をお願いするとともに、利用しなかった日数分の保育料軽減を実施している。なお、今回の対応により利用児童数が減少した場合でも、事業者には運営費を全額給付している。

(5) 市職員の感染予防の徹底

【総務企画局】

市役所関係職場における感染症対策として、職員の出勤前・出勤後の体温測定の実施、3つの密が重なるリスクを避ける行動を徹底している。

また、緊急事態宣言及び政府からの出勤者数抑制の要請を受け、不要不急の業務を先送りし、感染症対策の最前線の職場に必要な人員を充て、その他の職員は在宅勤務の実施などにより、感染症対策や窓口業務などの市民サービスのために必要不可欠な職場を除き、出勤者数を減らす取組みなどを実施している。

(6) 公共事業

【財政局】

すべての施工中の工事等について、受発注者間で協議を行い、受注者の意向を踏まえ、施工中の工事等の一時中止や工期延長等の措置を実施するとともに、緊急事態宣言後に入札公告等を行う工事については、入札参加企業に配慮し、原則として、入札手続きにかかる期間を延長している。

2) 中小企業をはじめとした事業継続のための支援

(1) 商工業・農林水産業支援

【経済観光文化局・農林水産局】

福岡商工会議所と連携し、中小企業・小規模事業者向け福岡市特別相談窓口を開設し、3月23日には、福岡労働局や福岡県信用保証協会などの関係機関が連携した共同相談窓口に拡充している。

既存融資メニューに加え、事業者が支払う信用保証料の所定料率0.80%を福岡市が全額負担する融資メニュー（金利1.3%、融資期間10年、うち据置期間2年）を新たに創設するとともに、融資の人員体制を大幅に増強している。

<融資実績> 経営安定化特別資金（令和2年3月実績）

853件 207億8,540万円（前年比6,592.1%）

また、農林水産事業者からの相談に応じて「農林業金融資金」・「水産業金融資金」の活用や日本政策金融公庫等に繋ぐなど、適切な情報提供体制を確保している。

(2) 公共事業

【財政局】

建設企業の資金繰りに支障が生じることのないよう、中間前金払及び既済部分払の活用や手続きの簡素化・迅速化を図っている。

(3) 事業者向け税・公共料金等 【財政局, 道路下水道局, 農林水産局, 港湾空港局, 水道局】

売上の減少等により、市税、水道料金、下水道使用料、卸売市場施設使用料、港湾施設使用料が納付困難な場合に、納付相談や支払期限の延長（徴収の猶予や履行延期の処分・特約）等を実施している。

また、宿泊税の5月末の申告納入期限を6月末に延長している。

3) 生活者に対する支援

(1) 生活困窮対策

【保健福祉局】

離職や収入減少等により生活が立ち行かなくなるような方からの相談増加に対応するため、4月1日から福岡市生活自立支援センターの相談支援員を増員している。

また、緊急に生活資金が必要な方を福岡県社会福祉協議会が行う「生活福祉資金貸付」に繋ぐなど、適切な情報提供体制を確保している。

(2) 住宅提供

【住宅都市局】

解雇や失業等により社員寮等を退去した方を対象に市営住宅を提供している。

(3) 市民向け税・公共料金等 【財政局, 保健福祉局, 住宅都市局, 道路下水道局, 水道局, 交通局】

離職や収入減少等により市税, 水道料金, 下水道使用料, 国民健康保険料, 後期高齢者医療保険料, 介護保険料, 市営住宅使用料などが納付困難な場合に, 納付相談や支払期限の延長(徴収の猶予や履行延期の処分・特約)等を実施している。

個人の市県民税の申告期限を1か月(3月16日までを4月16日に)延長している。

臨時休校, また国による緊急事態宣言の発出を受け, 福岡市地下鉄及び市営駐輪場の定期券について, 対象となるものについては, 対応開始日にさかのぼって手数料なしの払い戻しを実施している。

4. 国による緊急事態宣言及び緊急経済対策

新型コロナウイルス感染症対策に関し、国は1月30日、「新型コロナウイルス感染症対策本部（本部長：内閣総理大臣）」を設置。3月28日、国内での感染拡大に伴い「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を策定。その後、4月7日には、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められたため、国による「緊急事態宣言」が発出され、福岡県の緊急事態措置がなされた。

これを受け、本市では、同日、特措法第34条第1項に基づき、「福岡市新型コロナウイルス感染症緊急事態対策本部」を設置した。

さらに、4月13日には、福岡県が県内の感染動向を踏まえ、感染の拡大を食い止めるため、「事業者への施設の使用停止要請」（いわゆる休業・時短要請）を行うとともに、4月16日には国による「緊急事態宣言」の対象区域が全国に拡大し、福岡県は、特に重点的に感染拡大防止の取組みを進めていく必要がある区域、「特定警戒都道府県」に指定された。

また、国による経済対策については、4月7日、国による「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が発表され、4月20日に、国民1人に対し一律10万円を給付する特別定額給付金（仮称）の創設が改めて閣議決定された。

1) 国の基本的対処方針（3月28日策定、4月16日最終変更）

①新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

- ・各地域において、クラスター等の封じ込め及び接触機会の低減を図り、感染拡大の速度を抑制する。
- ・サーベイランス・情報収集及び適切な医療の提供により、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。
- ・社会・経済機能への影響を最小限にとどめる。

②新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

- ・SNS等も利用し地域の感染状況に応じた丁寧な情報発信等
- ・全数把握の実施、検査体制の強化等
- ・特措法に基づく外出自粛の要請等による接触機会の低減、クラスター対策等
- ・地域ごとに柔軟な医療提供体制を確保等
- ・事態の変化に即応した緊急措置等、医療機関等における感染予防対策の徹底等
- ・人権等への配慮、物資・資材の供給、関係機関との連携の推進、社会機能の維持、緊急事態宣言後のモニタリング

③緊急事態宣言の対象区域

- ・全都道府県を対象とし、福岡県は、特に重点的に感染拡大防止の取組みを進めていく必要がある区域、「特定警戒都道府県」に指定
- ・特定警戒都道府県（4/23時点）
北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県

2) 緊急事態宣言

①国による緊急事態宣言（4月7日及び4月16日）

緊急事態措置を実施すべき期間：4月7日から5月6日

緊急事態措置を実施すべき区域：全都道府県

②福岡県による緊急事態措置

4月7日 県民への外出自粛要請

5月6日までの間、県民に以下の行動を要請

- ・生活の維持に必要な場合を除き、外出を控えること。
- ・職場への出勤は、外出自粛の要請の対象としないが、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤など人との交わりを低減すること。
- ・不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、まん延防止の観点から、極力避けること。
- ・感染の拡大につながるおそれのある催物（イベント）開催を控えること。
- ・飲食料品や生活必需品の小売店等生活に必要な事業は継続されるため、食料・医薬品や生活必需品の買い占め等をしないこと。
- ・換気の悪い「密閉空間」、多数が集まる「密集場所」、間近で会話や発声をする「密接場面」、これらの集団感染のリスクを高める3条件が同時に重なることを回避すること。
- ・手洗いの励行や咳エチケットに努めること。
- ・新型コロナウイルスの感染症を疑った場合は、保健所に設置している「帰国者・接触者相談センター」へ電話で相談すること。
- ・発熱や咳など、風邪の症状があり、かかりつけ医を受診する際には、直接受診せず、必ず事前に電話で相談すること。
- ・海外の渡航について、外務省の勧告・指示に従うこと。

4月13日 事業者への施設の使用停止要請（休業・時短要請）

<区域>

福岡県全域

<期間>

4月14日から5月6日

<特措法により休止の協力要請を行う施設>

施設の種類	内 訳
遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、個室付浴場業に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、競艇場外発売場、ライブハウス等
大学、学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等 ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る
学校（上記を除く）	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校 ※ 但し、預かり保育等の提供を通じて、医療従事者やひとり親家庭など、保育を必要とする園児や児童等の居場所確保の取組みを継続して実施するよう要請
運動施設、遊技施設	体育館、水泳場、ボーリング場、スポーツクラブなどの運動施設、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンターなどの遊技場等
劇場等	劇場、観覧場、映画館又は演芸場
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場
	博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る） ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※ 床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る

<特措法によらず休止の協力依頼を行う施設（床面積合計が 1,000 ㎡以下の下記施設）>

施設の種類	内 訳
大学、学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等 ※ 但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業
集会・展示施設	博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗 ※ 但し、床面積の合計が100㎡以下においては、適切な感染防止対策を施した上での営業

<基本的に休止を要請しない施設>

施設の種類	内 訳
医療施設	病院、診療所、薬局等
社会福祉施設等	保育所、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス ※ 家庭での対応が可能な利用者への利用の自粛を要請し、保育の提供及び預かりを縮小して実施
	高齢者、障がい者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関する事業を行う施設
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア等
食事提供施設	飲食店（居酒屋含む）、料理店、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービス含む） ※ 営業時間の短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要請し、酒類の提供は夜7時までとすることを要請（宅配・テイクアウトサービスは除く）
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分を除く）、共同住宅、寄宿舎又は下宿等
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等）等
工場等	工場、作業場等
金融機関・官公署等	銀行、証券取引所、証券会社、保険、官公署、事務所等 ※ テレワークの一層の推進を要請
その他	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、クリーニング・ランドリー、ごみ処理関係等

③福岡市新型コロナウイルス感染症緊急事態対策本部

4月7日の国による緊急事態宣言発出を受け、同日、「福岡市新型コロナウイルス感染症緊急事態対策本部（本部長：市長）」を設置し、新型コロナウイルス感染症に関する全市的な対応策の実施に関することなどを行っている。

3) 国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策

①基本的な考え方

新たな補正予算を編成し、前例にとらわれることなく、財政・金融・税制といったあらゆる政策手段を総動員することにより、思い切った規模の経済対策を策定し、可及的速やかに実行に移す。

②2つのフェーズ

感染症拡大の収束に目途がつくまでの間の「緊急支援フェーズ」と収束後の反転攻勢に向けた需要喚起と社会変革の推進に向けた「V字回復フェーズ」を設定。

③5つの柱

- ・感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発
- ・雇用の維持と事業の継続
- ・次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復
- ・強靱な経済構造の構築
- ・今後の備え

④経済対策の規模

総額 117兆円（うち財政支出 48兆円）

5. 今後の対応

福岡市内の患者の発生状況の変化を的確に把握・分析しつつ、国の緊急事態宣言に基づく、福岡県の緊急事態措置に協力し、より実効性を高めるため、国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」等を踏まえ、

- 1) 検査・医療体制の充実と感染症の拡大防止
- 2) 中小企業をはじめとした事業継続のための支援
- 3) 生活者に対する支援
- 4) 市立学校の臨時休業中の子どもたちへの支援
- 5) 『緊急事態宣言中も最前線で働いている人たち』への支援

などに取り組んでいく。

1) 検査・医療体制の充実と感染症の拡大防止

【保健福祉局，市民局】

【国】

① マスク等の供給

国内でマスク・消毒液等を製造する企業を支援し、例年の需要を上回る供給量を確保するとともに、マスク等を介護施設などに配布

② 検査体制の強化

PCR検査の検査機器の導入支援、新たな検査法の確立等に向けた研究基盤の強化、感染地域へのクラスターの専門家の派遣による感染の早期発見・重症化予防

③ 治療方法の確立

感染拡大を抜本的に解決するための有効な治療薬やワクチンの開発・普及 等

【福岡県】

① 医療提供体制の確保

患者数の大幅な増加に備え、重症者対策を中心とした入院医療提供体制の確保

② 病床の確保，患者受け入れ調整

病床の確保および県内の患者受け入れを調整する機能を有する福岡県調整本部の設置

③ 宿泊療養施設の確保

重症者の適切な医療提供体制を維持するため、軽症者・無症状者の療養について、民間ホテルを借り上げ

④ 患者受入医療機関に対する支援

新型コロナウイルス感染症患者の入院を受け入れた医療機関を支援

⑤ 専用外来の設置への支援

診療体制の強化のため、県医師会が行う「新型コロナウイルス専用外来」の設置・運営を支援

⑥医療機関へのマスク等の配布

患者の受け入れが増加し、マスク等が不足する医療機関に優先配布

【福岡市】

①病床の確保・入院調整

福岡県新型コロナウイルス感染症調整本部との連携のもと、軽症者等の自宅療養・宿泊療養による重症者等の病床の確保、入院調整

②地域外来・検査センターの設置

地域外来・検査センターを設置し、診療検査体制を強化

③PCR 検査の民間検査機関導入

民間検査機関による PCR 検査（保険診療）の導入調整

④オンライン診療の普及促進等

初診から可能となったオンライン診療の普及による受診時の感染拡大防止（市民への周知）

⑤市主催イベント・公共施設の対応

市主催イベントの中止・延期や公共施設の臨時休館の柔軟な対応

⑥市民や企業に対する自粛要請

市民や企業に対する外出、出張、イベント開催などの自粛要請

2) 中小企業をはじめとした事業継続のための支援

【経済観光文化局，農林水産局，財政局】

【国】

①「持続化給付金（中小企業等 200 万円，個人事業主 100 万円）」制度の創設

特に厳しい状況にある幅広い業種・事業形態の中堅・中小・小規模事業者，フリーランスを含む個人事業者等に対して事業全般に広く使える新たな給付金制度を創設

給付対象者：売上が前年同月比 50%以上減少

給付額：法人 200 万円以内，個人事業者 100 万円以内

（国の補正予算成立後 1 週間程度で申請受付開始，申請後 2 週間程度で支給予定）

②雇用調整助成金の特例措置の更なる拡大

労働者に対して一時的に休業等を行い雇用維持を図った場合に，休業手当の一部を助成する雇用調整助成金の助成率を，最大で中小企業は 10 分の 9，大企業は 4 分の 3 とするほか，雇用保険被保険者でない非正規雇用労働者も対象とするなど拡充

③実質無利子・無担保融資の拡大等

地方公共団体の制度融資を活用し，民間金融機関へ実質無利子・無担保融資等を拡大，さらに，既往の信用保証付債務についても実質無利子融資に借換が可能

④固定資産税及び都市計画税の減税等

中小事業者等の令和3年度分の固定資産税及び都市計画税について、令和2年2月から10月の任意の3か月間の売上高が前年と比べて30%以上50%未満減少した場合2分の1、同50%以上減少した場合ゼロに軽減する措置の創設 等

⑤中小企業等におけるテレワーク導入支援

テレワークを新規で導入する中小企業等に対し、テレワーク用通信機器の導入・運用等に係る経費について助成を行う。

【県】

①福岡県中小企業緊急支援金

国の「持続化給付金」の対象とならない中小企業等に現金給付する。

②中小企業向け制度融資の充実

県の制度融資における保証料全額補てんに加え、新たに無利子、無担保の特別融資を実施する。

③中小企業の経営革新等に対する支援

飲食店がデリバリーやテイクアウトを開始するなどの新たな取組みを支援するとともに、ウェブ会議システム等のテレワーク環境の整備を支援する。

④宿泊事業者に対する支援

宿泊事業者が行う感染防止対策に対する助成を行う。

⑤「福岡県ウェブ物産展」の開催

通販サイトを活用し、県産の加工食品、工芸品及び農林水産物等を3割引きで販売する。

⑥「花あふれるふくおか」の推進

民間企業がオフィスや店舗で花を飾る取組、花き産地が地元公共施設で花を飾る取組を補助し、県産の花の需要を創出し、花生産者の収入を確保する。

【福岡市】

<「感染拡大防止に協力している事業者」への支援>

①休業・時短要請への協力店舗等への家賃支援

福岡県から出された休業の協力要請・協力依頼を受け休業又は営業時間を短縮した中小企業・小規模事業者の店舗等の賃料1ヶ月分について5分の4、50万円を上限に1回のみ支援する。

(5月中旬～申請受付、5月下旬頃支給開始予定)

②外出自粛を促すための飲食のデリバリー利用促進

1回1,000円以上のデリバリー利用で500円分のクーポン等を市民に還元することにより、飲食店等のデリバリー導入と市民の利用促進を図る。

(4月7日～5月6日利用分、5月初旬頃ポイントまたはクーポン還元開始予定)

③宿泊事業者が取り組む感染症予防策に対する支援

宿泊施設内の消毒・除菌対応等の安全対策の強化にかかる経費について、規模に応じて、1施設あたり最大50万円を支援する。(1事業者あたり10施設まで申請可能)

(5月中旬頃～申請受付, 5月下旬頃支給開始予定)

④ライブハウス・劇場等の文化・エンターテインメント事業への活動支援

ライブハウス, 劇場などの文化・エンターテインメント施設に対し, 無観客での映像配信設備等にかかる経費について, 50万円を上限に支援する。

(5月1日～申請受付, 5月中旬以降支給開始予定)

⑤国県の制度を補う事業者向けテレワーク導入支援

在宅勤務等を可能とするテレワーク環境構築に新たに取り組む地場中小企業に対し, コンサルティング費用やハード・ソフトウェアの導入費用などを対象に, 50万円を上限に支援する。

(5月上旬～申請受付, 5月下旬頃支給開始予定)

⑥商工金融資金の融資枠の拡大と相談体制の強化

商工金融資金の十分な融資枠及び信用保証料の損失補償の確保, 相談者急増に対応するための人員増等による相談体制の強化

⑦農林水産事業者への対応

農林水産事業者の事業資金融資や市場価格下落時の補填制度に係る的確な情報提供

⑧公共施設の休館に伴う指定管理料の取扱いの検討

⑨市税条例の改正等

国の緊急経済対策における税制上の措置に伴う市税条例の改正等(徴収の猶予制度の特例, 償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置等)

⑩事態収束を見据えた中小企業事業者の経営改善の支援と九州観光等の促進

3) 生活者に対する支援

【総務企画局, 市民局, 保健福祉局, こども未来局, 経済観光文化局, 財政局】

【国】

①(仮)特別定額給付金

「(仮)特別定額給付金(一律に, 国民一人当たり10万円)」の支給
給付開始予定 オンライン申請方式(5月中の支給開始予定)

郵送申請方式(順次申請書発送, 発送時期は検討中)

②子育て世帯への臨時特別給付金

児童手当を受給する子育て世帯への臨時特別給付金(対象児童1人当たり1万円)の支給(6月以降随時支給予定)

③住居確保給付金の支給対象拡大

住居確保給付金の支給対象拡大による支援の拡充 等

【福岡市】

①福岡市生活自立支援センターの充実

住居確保給付金の支給対象拡大に伴う相談及び申請の増加に対応するための体制（福岡市生活自立支援センター）の充実

②就職活動支援等

会社説明会の中止や延期，離職や内定取消等への対策として，Web 合同会社説明会によるオンライン就職活動支援，市会計年度任用職員としての任用

③市税条例の改正等

国の緊急経済対策における税制上の措置に伴う市税条例の改正等（徴収の猶予制度の特例，入場料の払い戻しを請求しなかった場合の寄附金控除の適用等）

④保険料等の減免額等の拡充

国の示す基準に合わせた国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険の保険料減免額等の拡充

⑤認可外保育施設利用者への支援

緊急事態宣言の期間中，認可外保育施設の利用者に対し，家庭での保育をお願いするとともに，利用しなかった日数分の保育料の減額を依頼し，市から減額分を事業者へ給付（事業者の減額を確認した後，速やかに給付）

4) 市立学校の臨時休業中の子どもたちへの支援

【教育委員会，こども未来局】

【国】

①児童生徒への支援

令和5年度達成としていた，義務教育段階の「1人1台端末」の整備を前倒しするとともに，障がいのある児童生徒に対応した入出力支援措置の整備を支援

②放課後児童クラブ及びファミリー・サポート・センター事業に対する財政支援

【福岡市】

①子どもたちへの学習支援

すべての子どもたちが家庭で学習できるように「家庭用学習プリント」を2回に分けて郵送するとともに，「福岡 TSUNAGARU Cloud」を活用して家庭学習の進め方を支援する動画を配信

②子どもたちへの心の支援

電話連絡等を利用したこどもたちの生活面や心の状態の把握と必要に応じたスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる支援

5) 『緊急事態宣言中も最前線で働いている人たち』への支援 【保健福祉局, こども未来局】

①福岡市民の感染患者を受け入れる病院への特別給付金の支給

新型コロナウイルスに感染した福岡市民の入院を受け入れる医療機関に対し、受入患者1名につき30万円を上限に給付する。

(5月中旬以降給付予定)

②医療関係者への特別給付金の支給

市内の病院、診療所等において最前線で働く医療関係者に対し、施設規模等に応じて1医療機関あたり600万円を上限に給付する。

(5月中旬以降給付予定)

③介護職員への特別給付金の支給

市内の高齢者・障がい者施設等において最前線で働く職員に対し、施設規模等に対し、施設規模等に応じて、1施設あたり150万円を上限に給付する。

(5月中旬以降給付予定)

④保育関係職員への特別給付金の支給

保育所や障がい児福祉サービス事業所等に対し、施設規模等に応じて1施設あたり60万円を上限に給付する。

(5月中旬以降, 順次給付予定)